

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人境を越えて（以下「当法人」という。）定款第18条の規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、当法人の常勤役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

(役員報酬の決定方法)

第3条 役員月額報酬は、理事会で決定する。ただし、役員1人あたり年間600万円を上限とする。

(支給日)

第4条 役員報酬は、毎月28日に支給する。支給日が休業日の場合は前営業日とする。

(費用弁償)

第5条 当法人の役員がその職務の執行にあたって負担した費用（旅費交通費等の経費をいう。）については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

附 則

この規程は、令和4年6月25日から施行する。